

公立大学法人神戸市看護大学学位規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2022年6月30日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第5号

公立大学法人神戸市看護大学学位規程（2019年4月規程第97号）の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
<p>(学位授与の要件)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 博士の学位は、本学大学院博士後期課程（以下「後期課程」という。）を修了した者に授与する。</p> <p>(学位論文の提出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 博士論文を提出できる者_____は、後期課程に1年以上在学し、所定の授業科目について、20単位以上を取得又は取得見込みであり、研究計画発表会において発表を行い、博士論文の予備審査に合格した者とする。</p>	<p>3 博士の学位は、次のいずれかに該当する者に授与する。</p> <p>(1) 本学大学院博士後期課程（以下「後期課程」という。）を修了した者</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する者</p> <p>ア 本大学院において、後期課程に3年以上在学し、16単位を取得し、研究計画書の倫理審査の承認後に退学した後、本大学院の研究生となり、研究指導（データ分析及び論文作成の指導をいう。）を受け、本学大学院において後期課程に在籍した年数を含めた在学年限が6年以内の者</p> <p>イ 本大学院退学後にアの研究計画書に係る学位論文を提出し、論文審査及び最終試験に合格した者</p> <p>(3) 次のいずれにも該当する者</p> <p>ア 本大学院において、後期課程に3年以上在学し、16単位を取得し、研究計画書の倫理審査の承認後に退学した者</p> <p>イ 本大学院退学後にアの研究計画書に係る学位論文を提出し、論文審査及び最終試験に合格した者</p> <p>_____（前条第3項第1号に該当する者に限る。） 3年 （優れた業績を上げた者にあつては、1年）以上 16単位</p> <p>4 博士論文を提出できる者（前条第3項第2号に該当する者に限る。）は、博士論文の予備審査に合格した者とする。</p>
<p>(学位記の様式)</p>	<p>5 博士論文を提出できる者（前条第3項第3号に該当する者に限る。）は、細則で定めるところにより事前審査に合格した者とする。</p>

第15条 学位記の様式は，学士の学位にあつては様式第1号，修士の学位にあつては様式第2号，博士の学位にあつては様式第3号のとおりとする。

第15条 学位記の様式は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に掲げるものとする。

- (1) 学士の学位 様式第1号
- (2) 修士の学位 様式第2号
- (3) 博士の学位（第3条第3項第1号に該当する者に限る。） 様式第3号
- (4) 博士の学位（第3条第3項第2号に該当する者に限る。） 様式第4号
- (5) 博士の学位（第3条第3項第3号に該当する者に限る。） 様式第5号



大学印

学 位 記

氏名

年 月 日生

神戸市看護大学大学院看護学研究科博士後期課程を修了したので、博士（看護学）の学位を授与する。

年 月 日

神戸市看護大学長



学長印



大学印

学 位 記

氏名

年 月 日生

神戸市看護大学大学院看護学研究科博士後期課程を修了したので、博士（看護学）の学位を授与する。

年 月 日

神戸市看護大学長



学長印

大学印

学 位 記

氏名

年 月 日生

神戸市看護大学大学院看護学研究科博士後期課程退学後、所定の年限内に学位論文を提出し、及び最終試験に合格したので、博士(看護学)の学位を授与する。

年 月 日

神戸市看護大学長

学長印

大学印

学 位 記

氏名

年 月 日生

神戸市看護大学大学院看護学研究科に学位論文を提出し、審査及び最終試験に合格したので、博士（看護学）の学位を授与する。

年 月 日

神戸市看護大学長

学長印

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2023年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 2016年3月31日以前に入学した学生の博士論文の提出については、第4条第3項中「16単位」とあるのは、「12単位」と読み替えて適用する。
- 3 2016年4月1日から2023年3月31日までに入学した学生の博士論文の提出については、第4条第3項中「16単位」とあるのは、「20単位」と読み替えて適用する。